

令和5年度 山形地方最低賃金審議会

## 第4回 山形県最低賃金専門部会

期 日 令和5年8月8日（火）  
午後3時00分

場 所 山形労働局 大会議室

### 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 山形県最低賃金の改正決定について
  - (2) その他
- 3 その他
- 4 閉会

# 資 料 目 次

- I 山形市の消費者物価指数推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 山形県最低賃金を直ちに時間額 1,500 円以上に引き上げ地域間格差の解消を  
求める請願署名（山形県労働組合総連合・山形県医療労働組合連合会・山形県 2023  
年国民春闘共闘委員会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

山形市の令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、山形市では3.2%~4.4%で推移し、令和4年10月~令和5年5月の対前年同期の上昇率は3.8%となっている。

(単位：%)

区分	令和4年		令和5年						令和4年10月 ~令和5年5月	令和4年10月 ~令和5年6月	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
山形市	4.2	4.0	4.1	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2	—	3.8	—
全国	4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3	4.3
Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0	4.0

資料出所 山形県「消費者物価指数」及び厚生労働省「令和5年度 第4回目安に関する小委員会資料」

- (注) 1 指数は「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
 2 山形市の令和5年6月の指数は作成時点において未公表のため「-」の表記。  
 3 「令和4年10月~令和5年5月」は各月の指数を足し上げ、月数の8で除し、単純平均したもの。  
 4 「令和4年10月~令和5年6月」は各月の指数を足し上げ、月数の9で除し、単純平均したもの。山形市の令和5年6月の指数は作成時点において未公表のため「-」の表記。

年	地域	全国平均	青森市	盛岡市	仙台市	秋田市	山形市	福島市
2020年	平均	100.0	97.9	99.0	99.4	98.1	100.3	100.4
2021年	平均	100.0	97.8	99.5	99.6	98.6	100.5	100.6
2022年	平均	100.0	98.1	99.1	99.7	99.1	100.3	100.7

資料出所 山形県「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

## 山形県最低賃金を直ちに時間額 1,500 円以上に引き上げ 地域間格差の解消を求める請願署名

山形県最低賃金審議会 会長 村山 永 殿  
山形労働局長 小林 学 殿

### ■ 請 願 趣 旨 ■

日本の最低賃金は、2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、最低の10県は853円と219円もの格差があります。本県の最低賃金854円とは218円もの開きがあり、月額128,100円（月150時間）にしかありません。歴史的な物価高騰のもと、この額ではまともな生活はできず、長時間労働か、より賃金の高い地方で働らかざるをえません。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上（月150時間）が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

### ■ 請 願 項 目 ■

1. 山形県最低賃金を直ちに時間額1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を拡充すること。

氏 名	住 所

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

【取扱団体】 山形県労働組合総連合・山形県医療労働組合連合会・山形県2023年国民春闘共闘委員会

# 令和 5 年 度

## 最低賃金に関する基礎調査結果 (地域別最低賃金)

### 〈資料内容〉

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 業種別・規模別の最低賃金未満率及び未満者数
- 3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表
- 4 賃金階層の推移
  - (1) 賃金階層別（累積）分布（令和 3 年度～令和 5 年度）
  - (2) 賃金階層分布の推移（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 5 就業形態別 1 時間当たりの賃金分布
  - (1) 一般＋パート
  - (2) 一般のみ
  - (3) パートのみ
- 6 産業別特性値
- 7 特性値の推移（平成 2 6 年度～令和 5 年度）
- 8 未満率及び影響率の推移（平成 2 5 年度～令和 4 年度）

山 形 労 働 局  
労働基準部賃金室

## 1 最低賃金に関する基礎調査の概要

1 調査の区域  
山形県全域

2 調査産業及び調査事業所

(1) 調査産業

製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）

(2) 調査対象事業所

前記（1）に掲げる産業に属し、30人未満（製造業及び情報通信業のうち新聞業・出版業は100人未満）の常用労働者を雇用する民間事業所から一定の方法により抽出した1,876事業所を対象とした。

【参考表】

業種 (産業分類コード)	調査対象 事業所数	母集団 事業所数	母集団 労働者数
製造業（E）	482	約3,200	約47,100
新聞業・出版業（G）	4	約20	約100
卸売業・小売業（I）	435	約7,900	約48,200
宿泊業・飲食サービス業（M）	171	約3,100	約17,000
医療・福祉（P）	152	約2,800	約23,800
その他のサービス業（L・N・R）	632	約5,700	約24,200
合計	1876	約22,720	約160,400

3 調査実施期間・調査方法、調査票回収率及び集計について

(1) 調査実施時期・調査方法について

令和5年5月中旬から7月上旬の間に、通信調査の方法により実施した。

(2) 回収率について

回答事業所数は1,394件（調査対象事業所数の74.3%）、うち有効回答数は1,178件（調査対象事業所数の62.8%）

(3) 集計について

地域別最低賃金適用事業所及び特定最低賃金適用事業所（「一般産業用機械・装置等製造業」（略称）、「電気機械器具等製造業」（略称）、「自動車・同附属品製造業」、「自動車整備業」の4業種（適用除外労働者を含む））における労働者について集計した。

4 調査対象期日及び調査事項

令和5年6月1日現在の次の事実について調査した。

(1) 事業所の名称、主要な生産品又は事業内容、労働者数

(2) 労働者の性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種

（※就業形態の「一般」と「パート」の別について：「パート」とは1日の所定労働時間又は1日の所定労働日数が、事業所における一般的な労働者（いわゆる正社員）よりも少ない労働者をいう。そのため、事業所内での雇用形態が「パート」や「アルバイト」の労働者でも正社員と同様の労働時間、労働日数であれば「一般」に分類される。）

(3) 労働者の月間所定労働日数、1日の所定労働時間

(4) 労働者の賃金形態、基本給額、各諸手当の月額

5 集計結果及び公表

時間当たり所定内賃金額（3手当を除く）を、賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に集計。（母集団の労働者数に還元して集計。）

結果の公表は、地方最低賃金審議会における審議資料として公表するほか、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載される予定。

## 2 業種別・規模別の最低賃金未満率

地域別最低賃金対象産業計 (調査母集団数：160,715人)	《改正前最低賃金額 854円》			計			1～9人			10～29人			30～99人		
	未満率 (%)	未満者数 (人)	未満率 (%)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
				2.8	3,271	2.0	2.7	3.2	3.6	2.6	1.0	0.6	3.9	1.1	1.1
製造業	4.0	2.2	1.9	3.3	3.8	3.3	4.6	3.4	2.6	3.9	1.1	2.6	3.9	1.1	1.1
新聞業・出版業【注2】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	2.4	2.2	2.3	2.1	3.7	4.0	2.6	0.5	0.5	2.6	0.5	0.5	2.6	0.5	0.5
宿泊業・飲食サービス業	1,144	1,098	1,295	508	969	1,169	636	129	125	636	129	125	636	129	125
	2.4	0.9	2.7	3.1	1.7	4.9	1.5	0	0	1.5	0	0	1.5	0	0
医療・福祉業	1.6	1.4	1.5	1.4	2.3	3.6	1.8	0.7	0	1.8	0.7	0	1.8	0.7	0
	390	305	365	132	218	365	257	87	0	257	87	0	257	87	0
その他のサービス業【注3】	3.1	2.2	1.1	4.2	3.7	2.0	1.8	0.3	0	1.8	0.3	0	1.8	0.3	0
	743	578	325	550	539	325	193	38	0	193	38	0	193	38	0

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年度）」

【注1】未満者数は母集団の中で改正前最賃額（854円）未満の人数。未満率は未満者数の割合。

【注2】新聞業・出版業は令和元年度から調査の対象。

【注3】学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）等をいう。

【注4】復元する際の端数処理により、事業所計が一致しない産業がある。

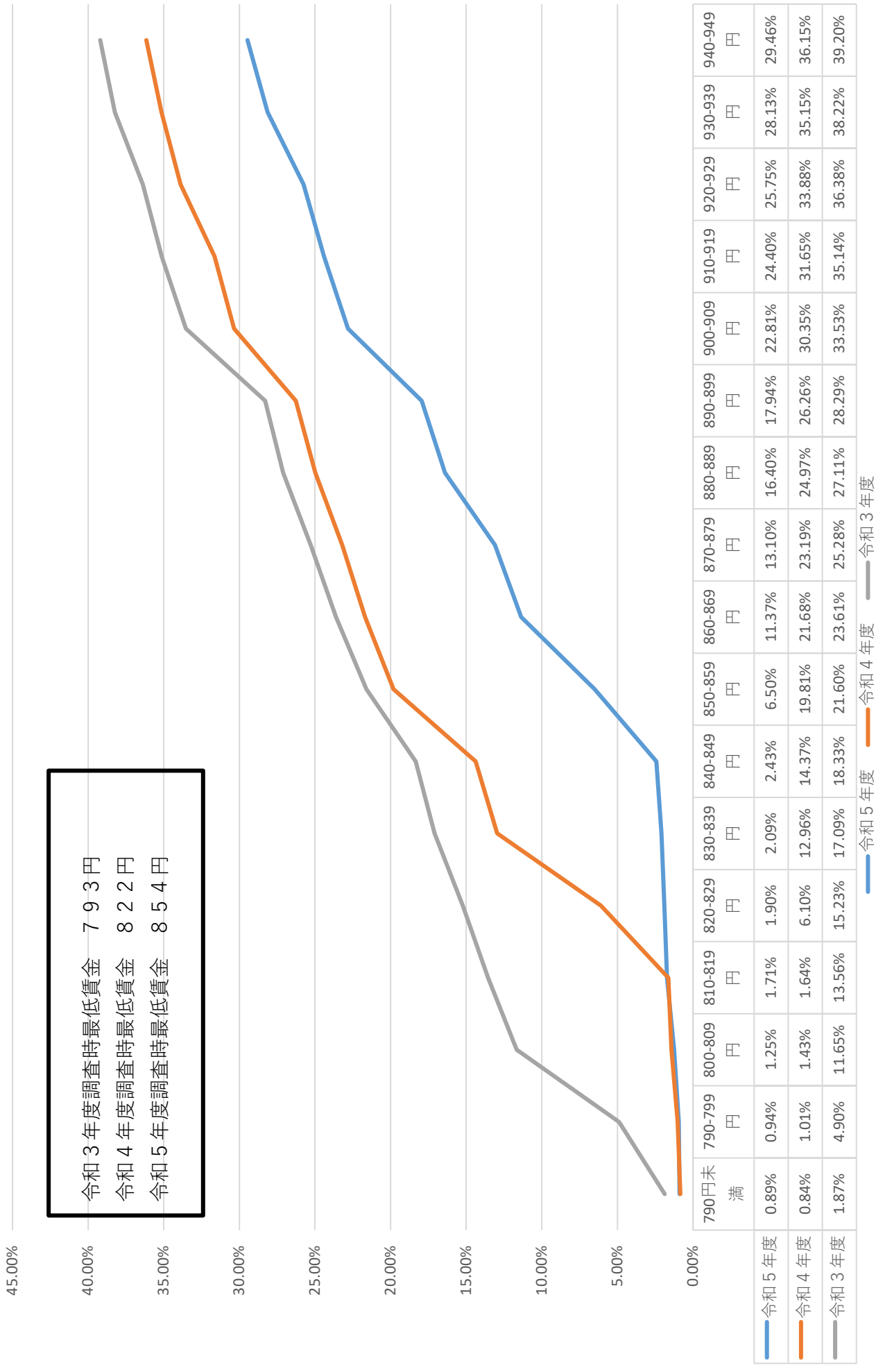
### 3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表

現行時間額	854円		(調査母集団 160,715人)		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
854円	0円	0.00%	2.85%	4,580人	※=未満率
855円	1円	0.12%	4.87%	7,823人	
856円	2円	0.23%	6.24%	10,028人	
857円	3円	0.35%	6.33%	10,180人	
858円	4円	0.47%	6.39%	10,267人	
859円	5円	0.59%	6.45%	10,369人	
860円	6円	0.70%	6.50%	10,454人	
861円	7円	0.82%	9.94%	15,983人	
862円	8円	0.94%	9.97%	16,018人	
863円	9円	1.05%	10.04%	16,128人	
864円	10円	1.17%	10.36%	16,651人	
865円	11円	1.29%	10.56%	16,967人	
866円	12円	1.41%	10.80%	17,357人	
867円	13円	1.52%	11.13%	17,895人	
868円	14円	1.64%	11.17%	17,948人	
869円	15円	1.76%	11.19%	17,982人	
870円	16円	1.87%	11.37%	18,270人	
871円	17円	1.99%	12.35%	19,852人	
872円	18円	2.11%	12.43%	19,979人	
873円	19円	2.22%	12.51%	20,109人	
874円	20円	2.34%	12.55%	20,175人	
875円	21円	2.46%	12.58%	20,224人	
876円	22円	2.58%	12.88%	20,699人	
877円	23円	2.69%	12.98%	20,864人	
878円	24円	2.81%	13.06%	20,987人	
879円	25円	2.93%	13.08%	21,022人	
880円	26円	3.04%	13.10%	21,056人	
881円	27円	3.16%	15.03%	24,153人	
882円	28円	3.28%	15.04%	24,176人	
883円	29円	3.40%	15.11%	24,283人	
884円	30円	3.51%	15.20%	24,430人	
885円	31円	3.63%	15.40%	24,746人	
886円	32円	3.75%	15.74%	25,294人	
887円	33円	3.86%	15.95%	25,642人	
888円	34円	3.98%	16.00%	25,718人	
889円	35円	4.10%	16.35%	26,284人	
890円	36円	4.22%	16.40%	26,351人	
891円	37円	4.33%	17.04%	27,391人	
892円	38円	4.45%	17.08%	27,454人	
893円	39円	4.57%	17.38%	27,934人	目安
894円	40円	4.68%	17.46%	28,060人	
895円	41円	4.80%	17.48%	28,101人	
896円	42円	4.92%	17.60%	28,281人	
897円	43円	5.04%	17.71%	28,456人	
898円	44円	5.15%	17.74%	28,507人	
899円	45円	5.27%	17.85%	28,688人	
900円	46円	5.39%	17.94%	28,836人	
901円	47円	5.50%	21.81%	35,059人	
902円	48円	5.62%	21.84%	35,100人	
903円	49円	5.74%	21.94%	35,261人	
904円	50円	5.85%	22.05%	35,442人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和5年度）」



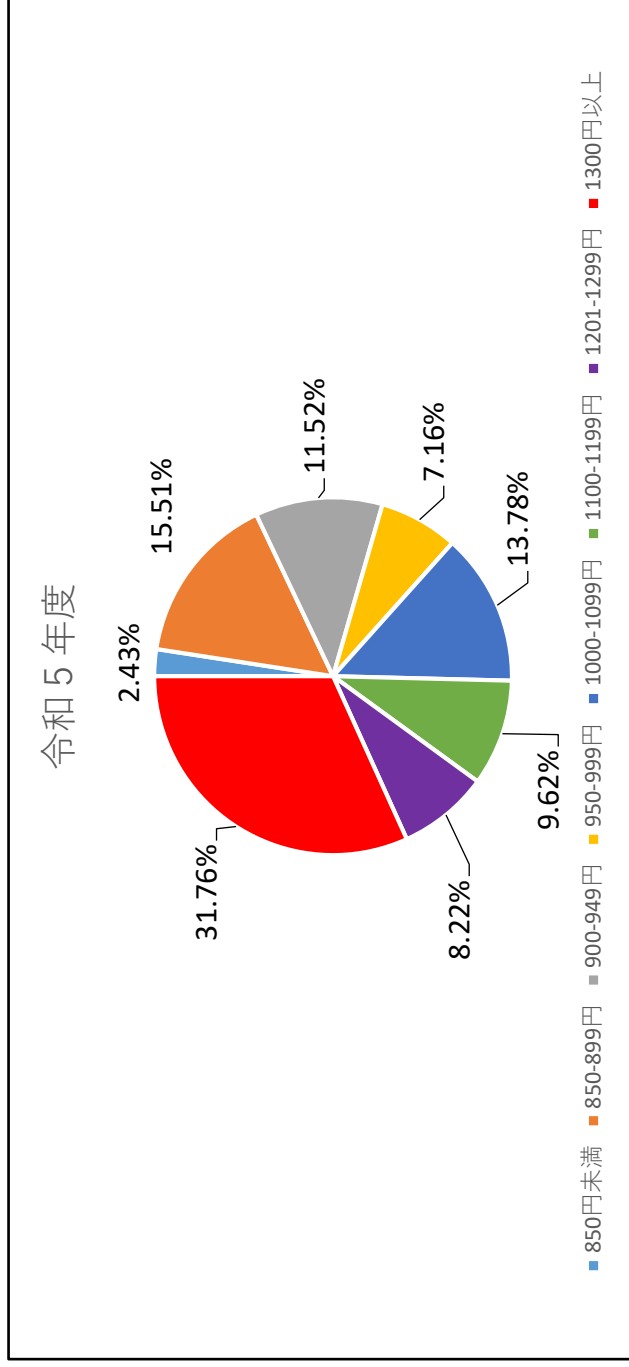
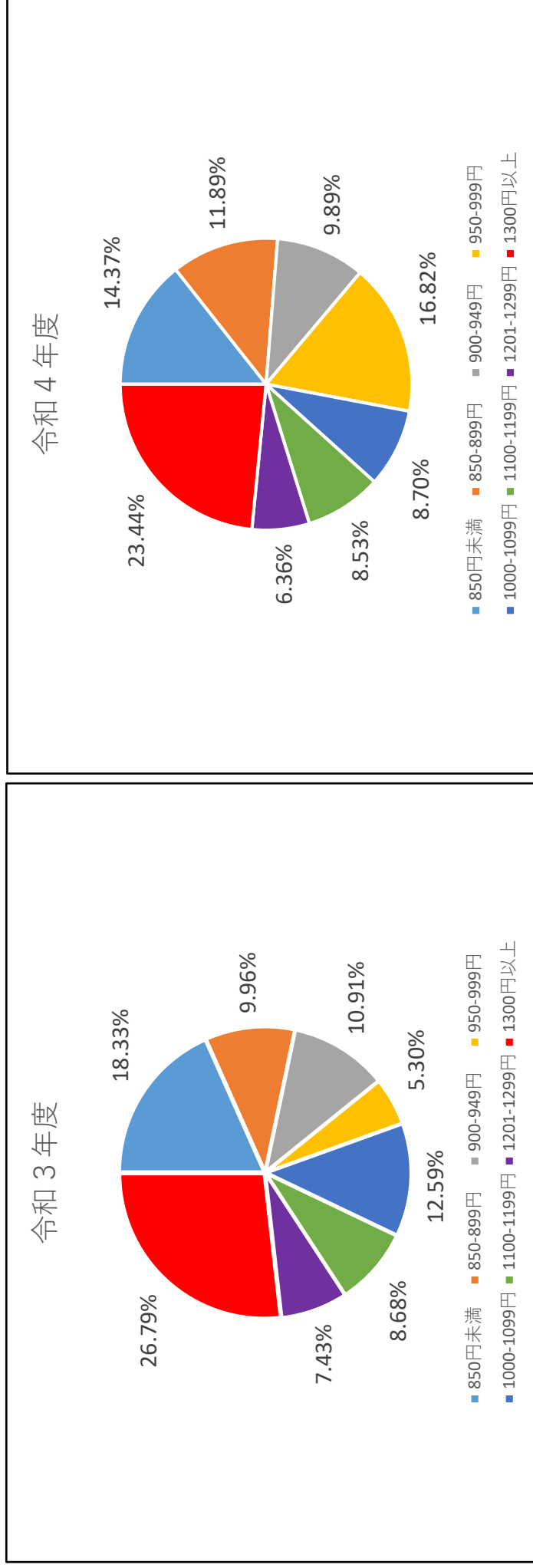
#### 4 (1) 賃金階層別（累積）分布の推移（令和3年度～令和5年度）



令和3年度調査時最低賃金 793円  
 令和4年度調査時最低賃金 822円  
 令和5年度調査時最低賃金 854円

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年度）」

## 4 (2) 賃金階層分布の推移 (令和3年度～令和5年度)



★参考

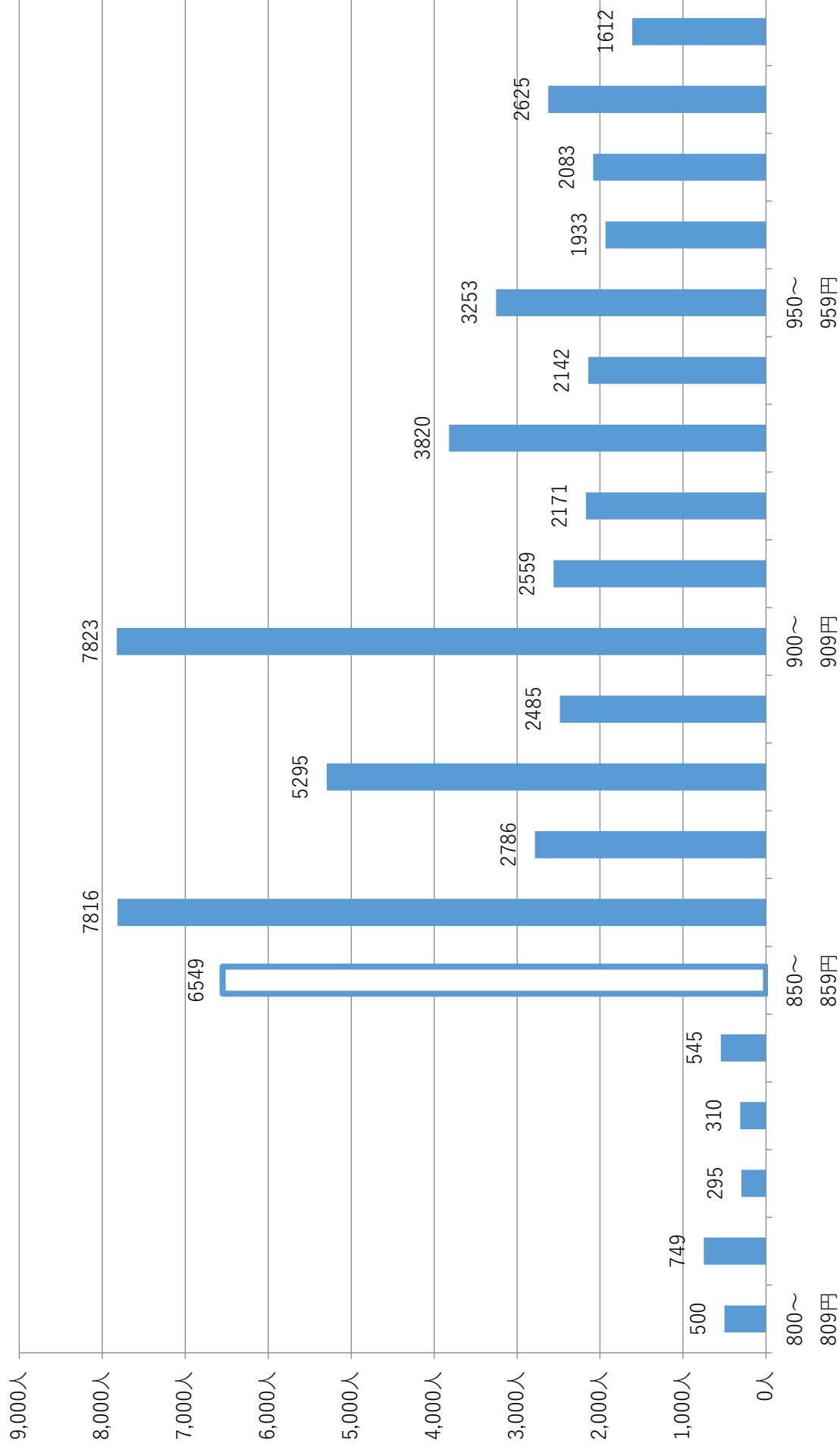
900円以上の分布割合

- ・ 令和3年度：71.70%
- ・ 令和4年度：73.74%
- ・ 令和5年度：82.06%

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年度）」

(注) 上記グラフの階層別数値について、端数処理の都合上合計値は100%にならない。

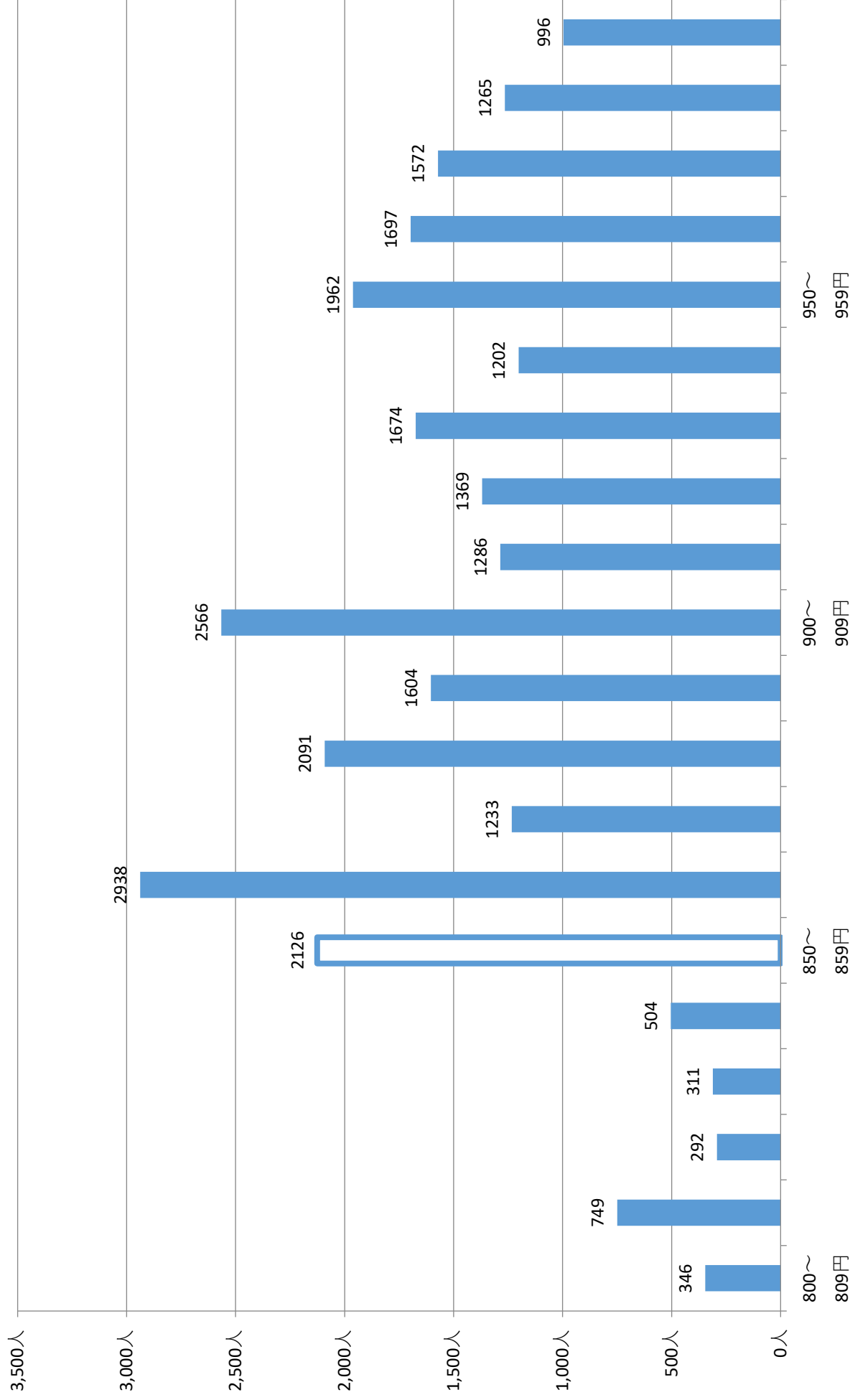
## 5 (1) 1時間当たりの賃金分布【一般 + パート】



資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和5年度）」

- (注) 1 800円未満及び1000円以上の分布はグラフ上省略  
 2 復元する際の端数処理により、5(2)一般のみと5(3)パートのみを合計した際の数値が一致しない金額帯がある。

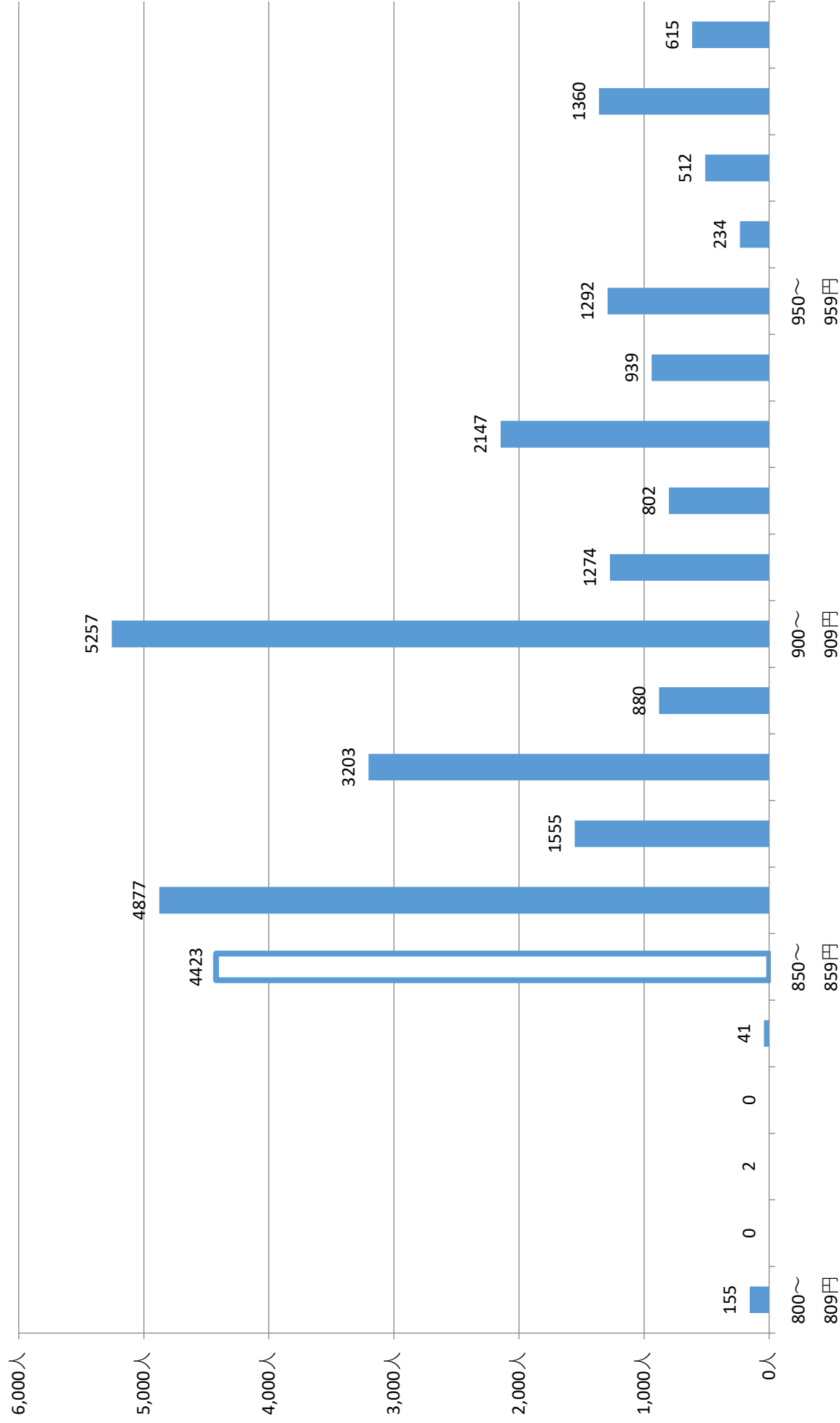
## 5 (2) 1時間当たりの賃金分布【一般のみ】



資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和5年度）」

- (注) 1 800円未満及び1000円以上の分布はグラフ上省略  
 2 復元する際の端数処理により、5(1)一般+パートと5(3)パートのみとの差が一致しない金額帯がある。

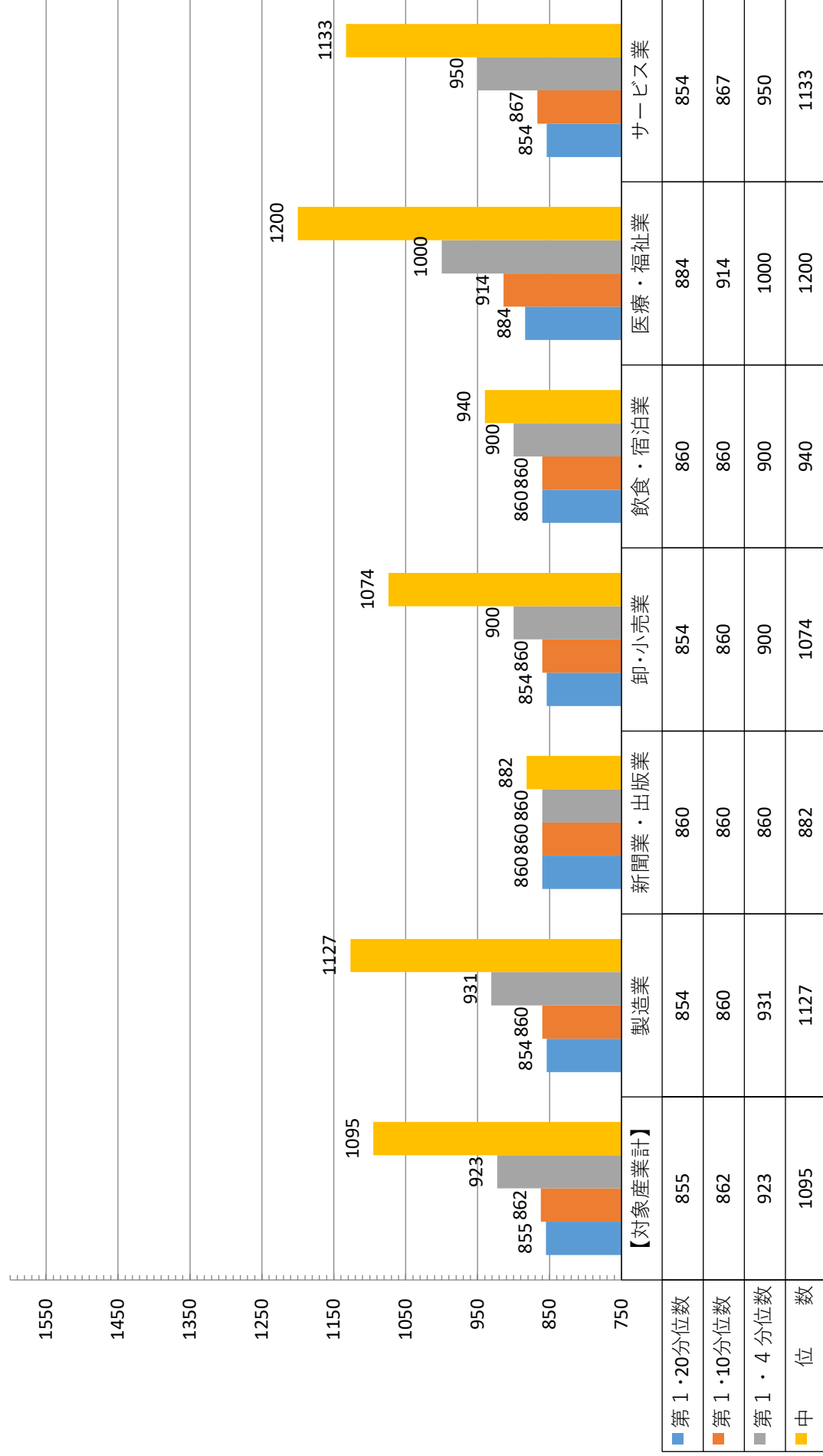
### 5 (3) 1時間当たりの賃金分布【パート】



資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和5年度）」

- (注) 1 800円未満及び1000円以上の分布はグラフ上省略  
 2 復元する際の端数処理により、5(1)一般+パートと5(2)一般のみとの差が一致しない金額帯がある。

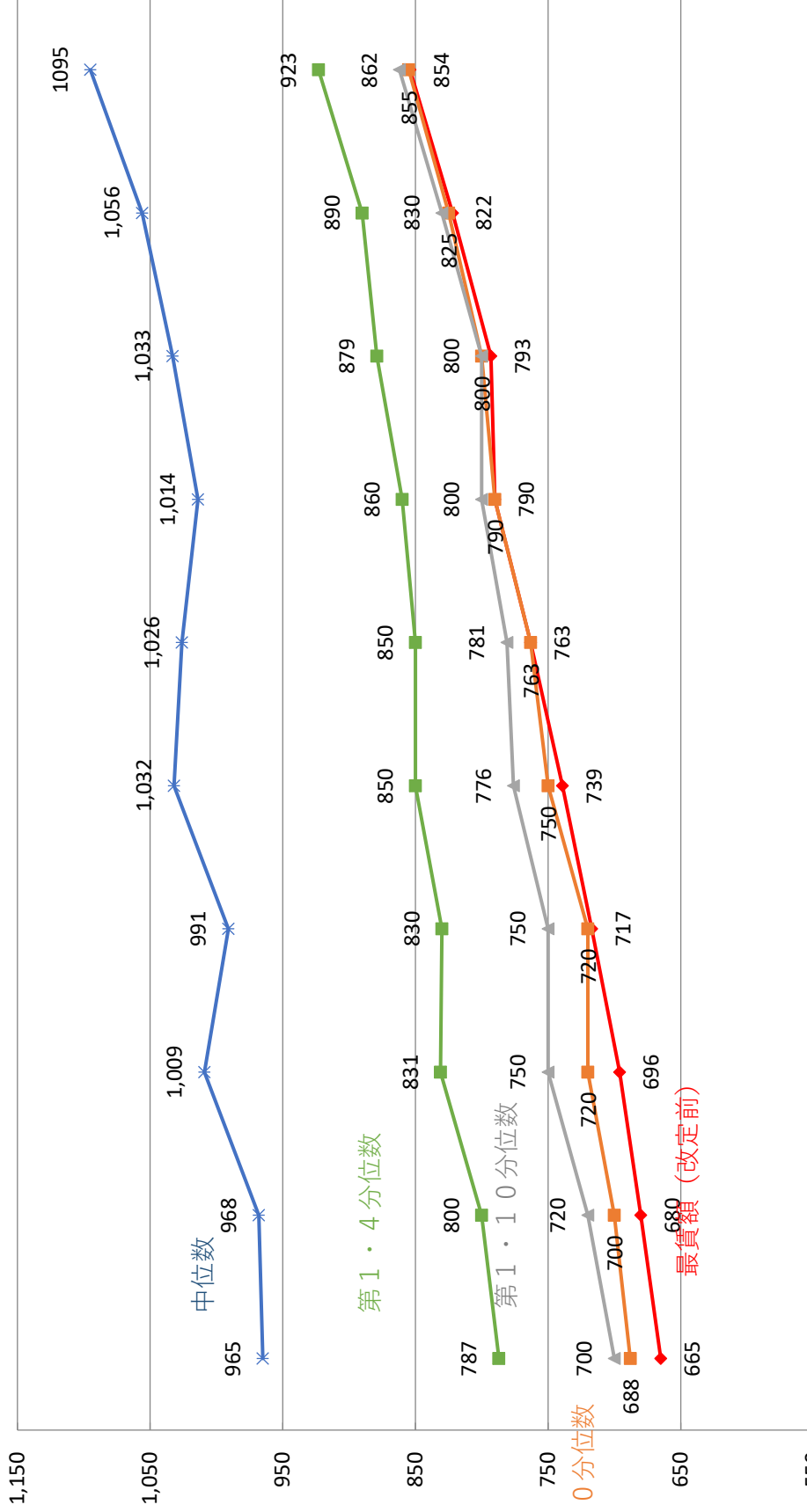
## 6 産業別特性値



資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和5年度）」

（単位：円）

# 7 特性値の推移 (平成26年度～令和5年度)



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最賃額 (改定前)	665	680	696	717	739	763	790	800	822	854
第1・20分位数	700	700	720	720	750	763	790	800	825	855
第1・10分位数	787	720	750	750	776	781	800	800	830	862
第1・4分位数	787	800	831	830	850	850	860	879	890	923
中位数	965	968	1,009	991	1,032	1,026	1,014	1,033	1,056	1,095

(単位：円)

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査 (各年度)」

## 8 未満率・影響率の推移（平成25年度～令和4年度）



（単位：％）

資料出所：厚生労働省「目安に関する小委員会資料」及び山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（各年度）」

（注）全国の未満率・影響率は、加重平均。